

平成30年8月20日

学生の皆さんへ

副学長（教育・学生担当）

【重要】 気象警報発表時等における授業・学期末試験等の取扱いについて

このことについて、下記のとおり、文京キャンパス、松岡キャンパス、敦賀キャンパス毎に取扱いを定めましたので、お知らせします。

なお、休講については、下記3のとおり、学生ポータル、福井大学ホームページ等により周知しますので、必ず確認してください。

記

## 1. 休講の取扱い

- (1) 各キャンパスの所在地に福井地方気象台から警報の発表、市町村等から避難指示等の発令があった場合、次のとおりとする。

### ①特別警報

#### ○全キャンパス

- イ 午前6時の時点で発表されている場合  
→ **授業等は全て休講**
- ロ 始業時刻後に発表された場合  
→ **状況に応じて授業等を休講**

注：特別警報の発表基準

#### ○気象等に関する特別警報

- ・数十年に一度の大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪が予想される場合

#### ○津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報

- ・3メートルを超える津波が予想される場合
- ・居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合
- ・震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合

### ②警報

#### ○ 文京キャンパス

- イ 午前6時の時点で発表されており、かつ、福井駅発着のJR西日本、えちぜん鉄道、京福バス、福井鉄道の電車・バス（以下「福井駅発着公共交通機関」という。）の全部又は大部分が運休している場合  
→ **午前中の授業等を休講**
- ロ 午前10時の時点で発表されており、かつ、福井駅発着公共交通機関の全部又は大部分が運休している場合  
→ **午後の授業等を休講**

#### ○ 松岡キャンパス

- イ 午前6時の時点で発表されており、かつ、福井駅発着公共交通機関の全部又は大部分が運休している場合

- **道路状況等に応じて午前中の授業等を休講**
- ロ 午前10時の時点で発表されており、かつ、福井駅発着公共交通機関の全部又は大部分が運休している場合
  - **道路状況等に応じて午後の授業等を休講**
- **敦賀キャンパス**
  - イ 午前6時の時点で発表されており、かつ、J R西日本の福井駅～敦賀駅間（以下「敦賀駅発着公共交通機関」という。）が運休している場合
    - **午前中の授業等を休講**
  - ロ 午前10時の時点で警報が発表されており、かつ、敦賀駅発着公共交通機関が運休している場合
    - **午後の授業等を休講**

<p>注：警報の発表基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○気象等に関する警報           <ul style="list-style-type: none"> <li>・降雨量、風速等が一定の基準に到達することが予想される大雨、洪水、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪の場合</li> </ul> </li> <li>○津波・火山・地震（地震動）に関する警報           <ul style="list-style-type: none"> <li>・1メートルを超え3メートル以下の津波が予想される場合</li> <li>・火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺に被害を及ぼす噴火が予想される場合</li> <li>・震度5弱以上6弱未満の大きさの地震動が予想される場合</li> </ul> </li> </ul>
--

③避難指示（緊急）

- **福井地方気象台から①特別警報が発表された場合に準ずる。ただし、始業時刻後に避難指示（緊急）が発令された場合は、その後の全ての授業等を直ちに休講**

④避難指示（緊急）以外の避難に関する情報等

- **状況に応じて授業等を休講**

<p>注：避難に関する情報の種類・内容（福井市ホームページ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難準備・高齢者等避難開始           <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難に時間を要する者（高齢者、要介護者、障がい者、妊婦等）は避難行動を開始すること。その他の者も避難の準備を整え、テレビ、ラジオ、防災気象情報メール等の情報に十分注意すること。</li> </ul> </li> <li>○避難勧告           <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の避難ができる者はあらかじめ決めておいた避難行動を開始すること。</li> </ul> </li> <li>○避難指示（緊急）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の危険が迫っているので一刻も早く避難を完了すること。まだ避難していない者は直ちに避難行動に移るとともに、それができない場合は生命を守る行動をとること。</li> </ul> </li> </ul>
---

- (2) 事件・事故、重篤な感染症の発生その他不測の事態が発生した場合
  - **状況に応じて授業等を休講**
- (3) 上記(1)(2)において、特に必要と認められる場合
  - **前もって（前日等に）授業等を休講とすることがある。**

## 2. 休講の決定

- (1) 文京キャンパス・敦賀キャンパスに係る休講  
→ **副学長（教育・学生担当）が決定**
- (2) 松岡キャンパスに係る休講  
→ **医学部長・医学系研究科長からの報告に基づき副学長（教育・学生担当）が決定**
- (3) 上記(1)、(2)のほか、授業等履修者の半数以上の欠席者がいる場合  
→ **授業等担当教員の判断で当該授業等を休講とすることがある。**

## 3. 休講の周知方法

- **学生ポータル、福井大学ホームページ等により周知**

## 4. 補講等の取扱い

- (1) 上記2の(1)、(2)の場合  
→ **原則として大学又はキャンパス毎に一斉に実施**  
→ **試験日については、各学部長・研究科長等が決定**
- (2) 上記2の(3)の場合  
→ **補講日、試験日については、授業等担当教員が適宜設定**

## 5. 教育実習等における取扱い

教育実習，病院実習，介護等体験，インターンシップ等の学外実習の場合

- **各実習先若しくは実習担当教員又は必要に応じ各学部長・研究科長等の判断による。**

## 6. 欠席届等の提出

授業等を休講としない場合において、災害、事故、公共交通機関の運休・遅延等やむを得ない理由により授業等に出席できなかった場合

- **欠席届に罹災証明書、遅延証明書又は理由書等を添付して、事務室に届け出。この場合、授業担当教員は当該学生に対し不利益を与えないよう配慮**
- **追試験については、各学部・研究科等の取扱いによる。**